

掛川市条例第 18 号

掛川市富士見台霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市富士見台霊園条例の一部を改正する条例

掛川市富士見台霊園条例（平成17年掛川市条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（使用の許可） 第5条 （略）	（使用の許可） 第5条 （略） <u>2 市長は、前項の使用許可の際、管理上必要な条件を付すことができる。</u>
（使用者の資格） 第6条 墓所を使用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1)～(4) （略）	（使用者の資格） 第6条 墓所を使用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1)～(4) （略） <u>(5) 現に配偶者又は3親等以内の親族の焼骨を有する者であること。</u> <u>(6) 1年以内に焼骨の埋蔵又は碑石の設置をする見込みがある者であること。</u> （使用者の義務） <u>第6条の2 第5条に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた日から1年以内に、焼骨を埋蔵し、又は碑石を設置しなければならない。</u>
（公募） 第7条 市長は、墓所を使用させようとするときは、使用の区域、区画の数その他必要な事項を公示して募集を行うものとする。	（公募） 第7条 市長は、墓所を使用させようとするときは、使用の区域、区画の数その他必要な事項を公示して募集を行うものとする。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u>
（使用料） 第9条 <u>第5条に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可の際、別表に定める永代使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、市長が必要</u>	（使用料） 第9条 <u>使用者は、当該許可の際、永代使用料（以下「使用料」という。）として30万円を納付しなければならない。</u>

<u>と認めるときは、分割して納付することができる。</u> (墓所の移転及び返還命令) 第14条 (略) 2 前項の規定により移転又は返還をさせた<u>ときは、換地料又は補償料を交付するものとする。</u> (使用許可の取消し) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。 (1)～(3) (略) (4) 市長の指示した墓所の施設を維持及び保護をしない状態で<u>5年間</u>放置したとき。 (5) (略) (6) 清掃料を<u>5年間</u>にわたり未納したとき。 (7) 法令、条例若しくは条例に基づく規則又は市長の指示に従わないとき。 2 (略) (使用権の消滅) 第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は、消滅する。 (1)・(2) (略) (3) 使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく<u>5年</u>を経過したとき。 (使用料の不還付) 第20条 既納の使用料及び清掃料は、還付しない。ただし、<u>使用墓所の全部を返還したときは、既納の使用料の30パーセントを還付することができる。</u>	(墓所の移転及び返還命令) 第14条 (略) 2 前項の規定により移転又は返還をさせた<u>場合において、市長が特に必要と認めるときは、補償料を交付するものとする。</u> (使用許可の取消し) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。 (1)～(3) (略) (4) 市長の指示した墓所の施設を維持及び保護をしない状態で<u>3年間</u>放置したとき。 (5) (略) (6) 清掃料を<u>3年間</u>にわたり未納したとき。 (7) 法令、条例若しくは条例に基づく規則に<u>違反し、又は市長の指示に従わないとき。</u> (8) <u>使用者が第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</u> 2 (略) (使用権の消滅) 第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は、消滅する。 (1)・(2) (略) (3) 使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく<u>3年</u>を経過したとき。 (使用料の不還付) 第20条 既納の使用料及び清掃料は、還付しない。ただし、<u>市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</u>
---	--

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市富士見台霊園条例（以下「新条例」という。）第6条の2、第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可から適用し、施行日前における使

用許可については、なお従前の例による。

- 3 新条例第9条の規定は、施行日以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。